

第3期加古川市 地域福祉計画

概要版

未来につながる 支えあいのまち 加古川
～いま一度 みんなでつなぎ育てる まちづくり～



■ 計画策定の趣旨 ■

団塊の世代が75歳以上となる2025年以降、医療や介護の需要はさらなる増加が見込まれています。こうした中、だれもが住み慣れた地域で、心豊かに安心して暮らし続けることができるようなまちづくりを進めることが求められています。

そのためには、様々な生活・福祉課題の解決に向けて住民が自ら行うこと（自助）、地域での見守りや支えあい（互助）、介護保険制度等による社会保険制度（共助）、公的な福祉サービス（公助）の連携による取り組みが必要です。

さらには、高齢者だけではなく、子どもや障がいのある人を含め、地域で暮らすすべての人を支える仕組みとなるような「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、施策を推進していかなければいけません。

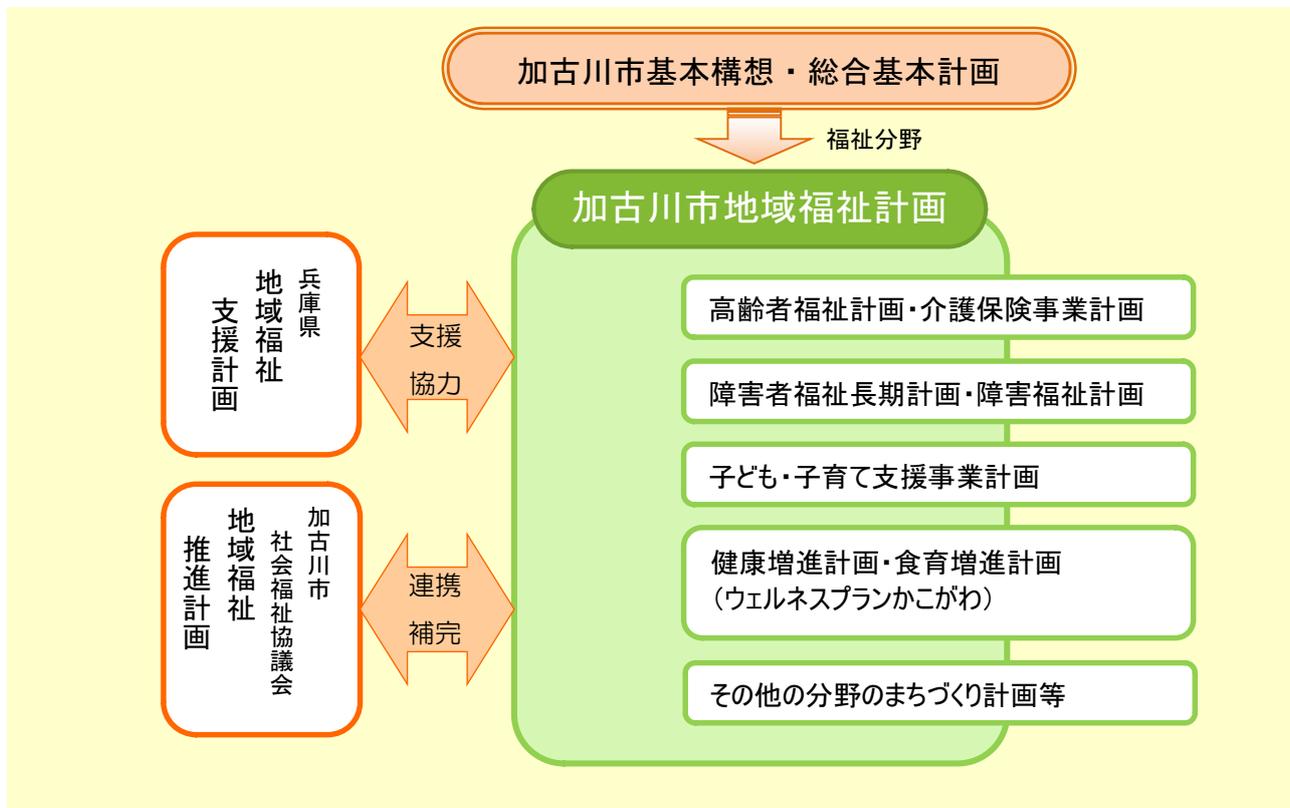
そのため、加古川市の地域福祉に関する理念や取り組みの方向性を示す総合的な福祉計画として、「第3期加古川市地域福祉計画」を策定しました。

平成28年3月

加古川市

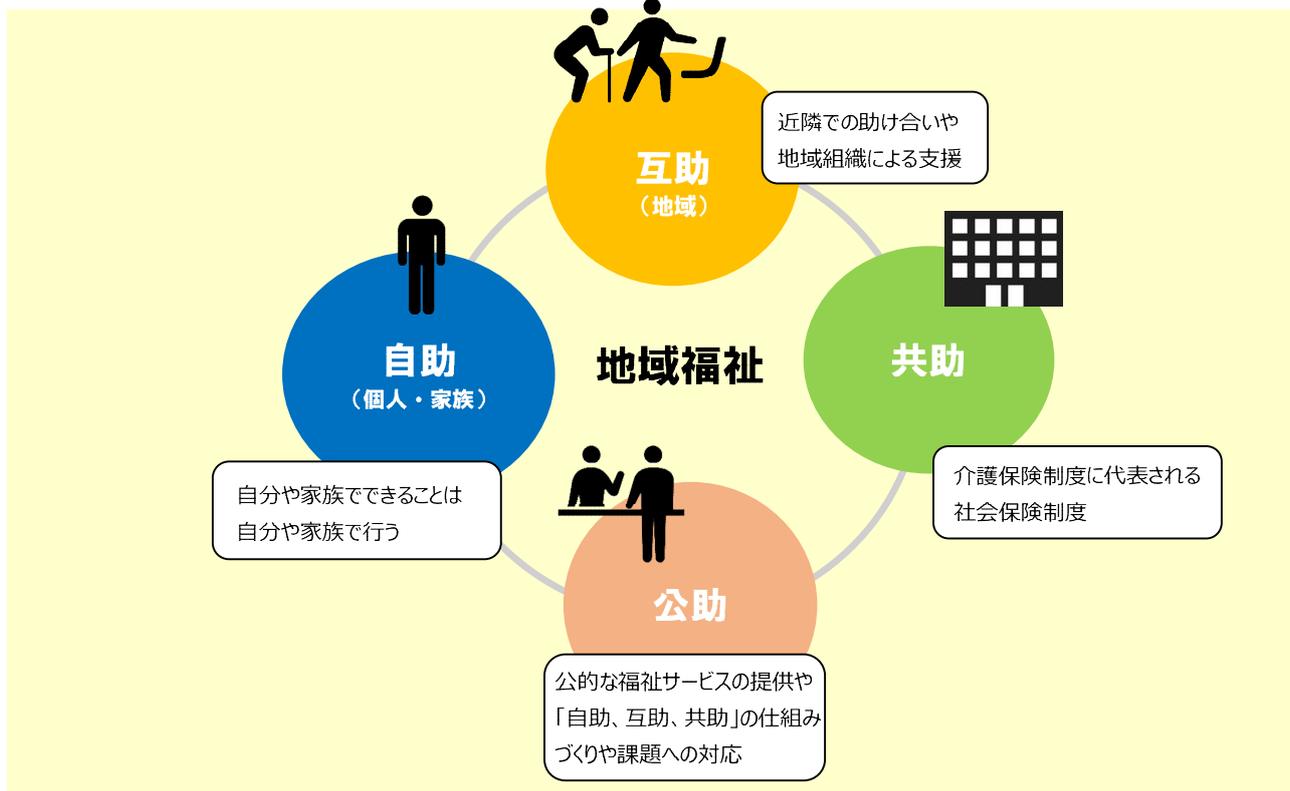
■ 計画の位置づけ

加古川市地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画として位置づけられます。また、「加古川市基本構想・総合基本計画」を上位計画とし、これまでに策定され、実行されてきた各分野別の福祉計画との整合性を図って策定しました。



■ 自助・互助・共助・公助の連携

様々な生活・福祉課題の解決に向けて、自助・互助・共助・公助の連携を目指します。



■ 施策の体系

第1期・第2期計画の基本理念「ともに支えあい、助けあう地域づくり」を継承しつつ、自助・互助・共助・公助の連携とともに、地域における様々な担い手がつながることによってこれから作りあげていく、地域包括ケアシステムのあり方を見据えて、以下の体系で施策を展開していきます。

基本理念

未来につながる 支えあいのまち 加古川
～いま一度 みんなでつなぎ育てる 地域づくり～

基本的な視点

自助・互助・共助・公助の連携による取り組み

地域における
顔の見える関係づくり

協働による
地域福祉活動の推進

地域の実情や住民の
ニーズを反映させた取り組み

基本目標

地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進

地域福祉活動に関する
人・基盤づくり

必要なサービスを受けられる
仕組みづくり

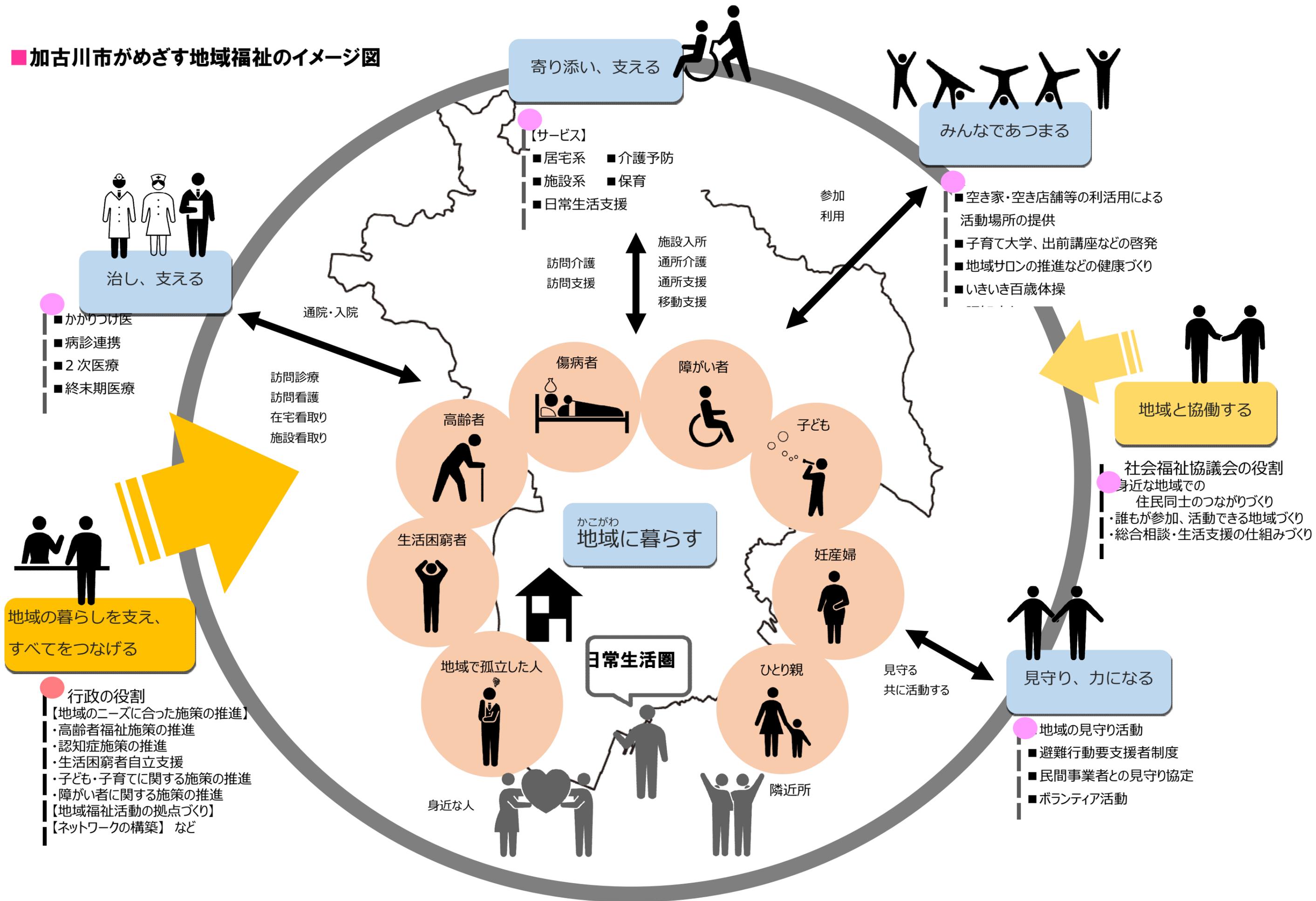
地域の課題を支えあう
仕組みづくり

- (1) 人材の発掘と育成
- (2) 拠点づくりの推進
- (3) 活動の支援
- (4) 参加意識の醸成

- (1) 情報提供体制の充実
- (2) 相談窓口の充実
- (3) 権利擁護の推進
- (4) 自立を支援する体制の充実

- (1) 地域課題の共有
- (2) 見守り体制の充実
- (3) 福祉・保健・医療と
生活関連分野の連携強化

加古川市がめざす地域福祉のイメージ図



寄り添い、支える

- 【サービス】
- 居宅系
 - 介護予防
 - 施設系
 - 保育
 - 日常生活支援

みんなであつまる

- 空き家・空き店舗等の利活用による活動場所の提供
- 子育て大学、出前講座などの啓発
- 地域サロンの推進などの健康づくり
- いきいき百歳体操

地域と協働する

- 社会福祉協議会の役割
- 身近な地域での住民同士のつながりづくり
 - 誰もが参加、活動できる地域づくり
 - 総合相談・生活支援の仕組みづくり

見守り、力になる

- 地域の見守り活動
- 避難行動要支援者制度
 - 民間事業者との見守り協定
 - ボランティア活動

治し、支える

- かかりつけ医
- 病診連携
- 2次医療
- 終末期医療

地域の暮らしを支え、すべてをつなげる

- 行政の役割
- 【地域のニーズに合った施策の推進】
 - ・高齢者福祉施策の推進
 - ・認知症施策の推進
 - ・生活困窮者自立支援
 - ・子ども・子育てに関する施策の推進
 - ・障がい者に関する施策の推進
 - 【地域福祉活動の拠点づくり】
 - 【ネットワークの構築】 など

かこがわ 地域に暮らす

日常生活圏

見守る 共に活動する

通院・入院

訪問診療
訪問看護
在宅看取り
施設看取り

施設入所
通所介護
通所支援
移動支援

訪問介護
訪問支援

参加
利用

身近な人

隣近所

基本目標

1 地域福祉活動に関する人・基盤づくり

施策の展開

取り組み

(1) 人材の発掘と育成

○地域福祉を担う人材の発掘・育成 ○地域のニーズに基づいた人材の育成
○地域福祉を担うリーダーの養成 ○シニアパワーの活用
○専門職の資質向上の推進

(2) 拠点づくりの推進

○地域における活動拠点の確保 ○総合福祉会館の機能強化
○地域子育て支援拠点の充実 ○民間事業者の参入促進

(3) 活動の支援

○地域で活動する団体への支援の促進
○団体活動を支援するための講座等の実施 ○団体活動情報の発信

(4) 参加意識の醸成

○地域活動への参加のきっかけづくり ○高齢者の生きがい支援
○福祉意識の醸成と福祉教育の促進

基本目標

2 必要なサービスを受けられる仕組みづくり

施策の展開

取り組み

(1) 情報提供体制の
充実

○必要とする人に行き渡る情報提供体制の構築 ○身近な地域情報の提供の促進
○サービスの評価や内容の開示等の推進

(2) 相談窓口の充実

○相談窓口の強化 ○地域や生活ステージに応じた相談支援体制の推進
○地域包括支援センターの機能充実

(3) 権利擁護の推進

○成年後見制度の利用支援 ○高齢者虐待・児童虐待・障がい者虐待・DV対策
○困難事例への対応の強化 ○障害を理由とする差別の解消

(4) 自立を支援する
体制の充実

○生活困窮者に対する支援 ○生活支援サービスの充実
○自立した生活に向けた支援

基本目標

3 地域の課題を支えあう仕組みづくり

施策の展開

取り組み

(1) 地域課題の共有

○地域課題の解決への支援体制 ○地域のニーズを解決していくサービス事業の促進
○地域の活動を施策に活かす取り組みの推進

(2) 見守り体制の充実

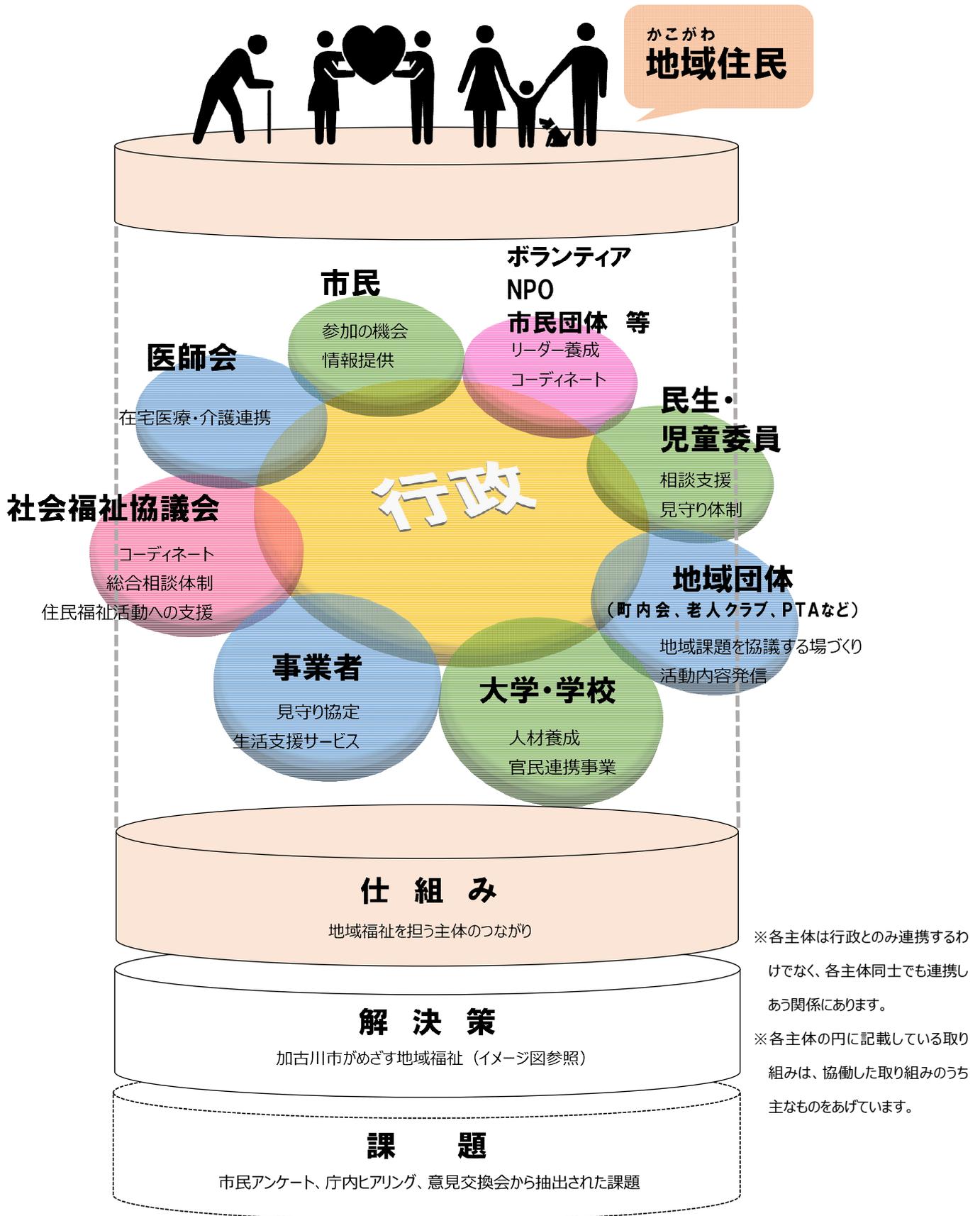
○地域ぐるみの見守り活動の推進 ○認知症カフェ活動の支援
○避難支援体制づくりの充実 ○民間事業者と連携した見守り活動の推進
○安全・安心な地域づくり

(3) 福祉・保健・医療
と生活関連分野
の連携強化

○地域ケア会議の充実 ○ケアマネジメント体制の整備
○医療・介護連携の強化 ○終末期ケアの支援
○ICTを活用した福祉と医療の情報連携

■ 地域福祉を担う各主体の関係図

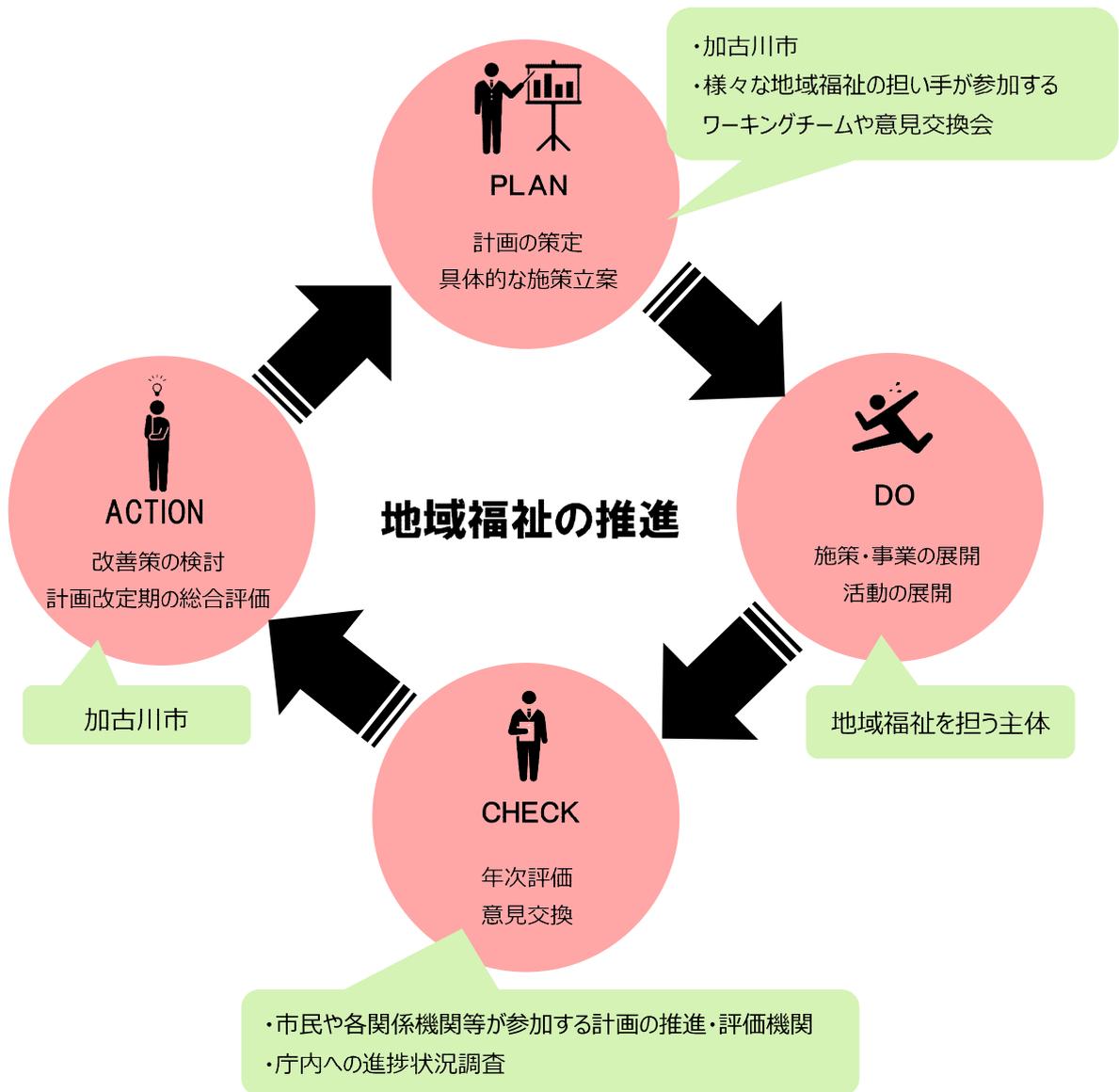
地域における課題の解決に向けて、加古川市の地域福祉を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体が、それぞれの役割を果たしながら、お互いにつながりあうことによって、協働した取り組みを進めていくことが重要です。



■ 地域福祉の推進

本計画に基づく施策を計画的に、かつ実効性を持って推進するため、計画期間内において、推進する項目や取り組みの進捗状況を把握・評価し、必要に応じて適宜見直し等を行い、計画の進行管理をします。

結果や成果を評価すること、住民の意見を反映することにより、計画の着実な推進を図ります。



第3期加古川市地域福祉計画

未来につながる 支えあいのまち 加古川
～いま一度 みんなでつなぎ育てる ^{まち}地域づくり～
発行 平成28年3月

加古川市 福祉部 高齢者・地域福祉課

〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000番地
TEL:(079) 427-9205 FAX:(079) 421-2063
E-mail: fukushi@city.kakogawa.hyogo.jp